

経済と経営 26-3 (1995.12)

〈論文〉

会計理論の研究 (7)  
——負債会計論——

成瀬 継 男

目 次

- 一 負債の意義と分類
- 二 流動負債
- 三 固定負債
- 四 引当金
- 五 偶発債務

一 負債の意義と分類

負債 (Liabilty) とは、何であろうか。一般的に、負債は企業外部の債権者に対する支払義務であり、法律上および契約上ならびに信用上の債務である。いい変えると、企業が、将来、企業外部の第三者に一定の金銭支払や役務提供などをしなければならない義務であり、確定債務などである。その他に企業会計が発生主義による期間損益計算を採用しているために生ずる会計手続上の負債も含まれる。会計手続上の負債とは、具体的には、未払費用や前受収益などである。また、会計手続上の負債には、将来の特定の費用または

損失で、その金額を合理的に見積ることができる引当金なども含められる。さらに、将来、支払義務が発生する可能性のある偶発債務などは会計上の負債には含まれないが、実際に偶発損失が発生すれば会計上の債務となる。そのため、偶発債務は注記されることになるのである。

アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board 略して、FASB) から発表されたステイトメントによれば、負債および負債概念は「過去の取引あるいは事象の結果、将来において他のエンティティーに資産を引き渡すか用役を提供するか、過去および現在の債務から生じる確実性の高い将来の経済的効益の犠牲 (Probable future sacrifices of economic benefits) である。」と性格づけられている。この定義から、負債は過去の取引や事象の結果から生じるものであり、資産および用役を提供すべき現在および将来の債務であり、将来の確実性の高い経済的効益の犠牲から生ずるものであることになる。したがって、負債の本質は、将来の確実性の高い経済的効益の犠牲として認識されることになろう。

したがって、負債は具体的には、支払手形のように法律上の債務であり、借入金のように契約上の債務であり、買掛金や未払金のように信用上の債務であり、保証債務のように偶発性の債務 (保証した会社が倒産したような場合) も負債を構成する。それ故に、負債のコンセプトには法律、契約、信用、偶発などの概念と継続企業における期間計算制度による経過的な負債も包含されることになる。

また、G. カーによれば、負債とは「過去の取引または事象の結果として生じる現在の責務の決済において要求される経済的便益の将来における犠牲であり、当該犠牲は、あるエンティティーが他のエンティティーに資産を引き渡すか、サービスを提供せねばならないというものである。」(J. St. G. カー 負債の定義と認識 45頁 徳賀芳弘訳) と、現在の便益に対する将来の犠牲という FASB のコンセプトにちかい考え方をしている。さらに、G. カーはキャッシュ・フロー概念が導入された場合における負債とは、「あるエンティ

ティーターが過去の取引または事象の結果として、その他のエンティティーターに対して資産を引き渡すかサービスを提供せねばならない責務から生じると予測される将来におけるキャッシュ・アウトフローまたは推定上のキャッシュ・アウトフローである。」(同訳書 45頁)と捉えることになる。キャッシュ・フローとは、資金概念の中で、多期間に影響の及ぼす投資プロジェクトなどの経済性を測定する際に用いられるものであり、キャッシュ・アウト・フローとは資金流出の概念である。

しかしながら、この他にも、負債の概念には種々なものがあり、他人資本説や物的二勘定学説および負債持分説やシュマーレンバッハの後給付説などが学説として存在する。

負債を他人資本説の立場からみると、負債は資本とともに貸借対照表の貸方に記載され、負債ならびに資本の具体的運用形態である資産の資金源泉を示すことになる。源泉内容の一つは株式発行などによる自己資本であり、他は企業外部からの提供による他人資本である。そして、他人資本は負債といわれ、自己資本は資本といわれる。この説を式で示すと次のようになる。

$$\text{資産} = \text{他人資本 (負債)} + \text{自己資本 (資本)}$$

この式は貸借対照表等式といわれ、資産は貸借対照表の借方に記載され、負債・資本は貸方に記載される。そして、資産と負債・資本の合計額は等しくなる。もし、等しくならなければ、計算に間違いがないかぎり、その差額はその年度の純損益を意味することになる。

次に、簿記理論的な物的二勘定学説による見解がある。この考え方は資産を積極財産として捉え、負債を消極財産として捉える。この両者の差額は正味財産として把握するのである。この説を式で示すと次のようになる。

$$\text{積極財産} - \text{消極財産} = \text{正味財産}$$

この考え方は資本主理論を前提として構成されていることになろう。つまり、資産は資本主の積極財産を示し、負債は資本主の消極財産を示すものとする。それ故に、収益は資本主持分の増加を意味し、費用は資本主持分の

減少を意味する。そして、利益は資本主に帰属し、資本主の正味財産の増加を意味することになる。この考え方は現在でも小規模企業にはマッチするが、株式会社を中心とした大規模企業には適合されない。

さらに、負債を持分理論の立場から認識する見解がある。つまり、自己資本であれ、他人資本であれ、企業の経営活動に投下された場合には、出資形態を超えて企業資金の源泉となるという見解である。ただ、企業資金の源泉形態が企業内部と企業外部との相違にすぎないと認識するのである。この場合に、各資本提供者が企業資産に有する出資額応分の請求権を持分 (equity) という。ただし、債権者持分は、過去の取引活動の結果から生じた企業に対する請求権であり、一般的には、企業財産からの支出を必要とすることになる。これに対して、出資持分は企業財産に対する残余財産の請求権を意味することになる。しかし、出資持分はその具体的形態である株式の種類によって、優先順位が異なるが、いずれも企業財産に対する残余財産の請求権を有することになる。そして、この両者に属さない持分が企業持分である。この持分理論を数式で表わすと、次のようになる。

$$\text{資産} = \text{債権者持分} + \text{出資者持分} + \text{企業持分}$$

この他に、負債に対する考え方としては、シュマーレンバッハが提起した後給付説がある。シュマーレンバッハ (動的貸借対照表論 土岐政蔵訳 51 頁) は、未解決の後給付 (負債) としては次の 4 項目を上げている。

1 費用にして未だ支出になっていないもの。この例として、仕入先への債務、未払税金、危険引当金などを上げている。

2 収入にして未だ支出となっていないもの。この例として、借入金などを上げている。

3 費用にして未だ収益となっていないもの。この例として、未済の修繕を上げている。

4 収入にして未だ収益になっていないもの。この例として、得意先から前払を受け取ったが、まだ物品を引渡していない場合を上げている。

それ故に、シュマーレンバッハの負債に対する考え方は継続企業における、支出と費用、収入と収益とが期間的な食違いによって生ずる未解決の後給付ということになる。つまり、次期以降において、この未解決の給付を貨幣資産や財貨および用役などによって、引渡しをしなければならない経営的な要因ということになる。したがって、期間計算制度によって生ずる負債は、未解決の給付として次期以降に貨幣や用役などによって、支払わなければならない要因ということになるのである。

次に、負債の分類については、次の区分があげられる。負債は流動負債と固定負債とに分けられ、両者の区分の基準は原則として、ワン・イヤ・ルールである。ワン・イヤ・ルールとは貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する債務が流動負債であり、1年以内に期限が到来しない債務が固定負債である。しかし、貸借対照表原則四(二)Aに「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。」と規定されている。この意味は、前受金、買掛金などの債務や、約束手形の振出しのように営業の循環過程の中で発生し、消滅するものは、すべて流動負債とするように、昭和49年に修正されたのである。

したがって、このような負債は、ワン・イヤ・ルールにとらわれずに、全て流動負債とするという考え方である。この考え方を営業循環基準説 (normal operating cycle basic) という。厳格にワン・イヤ・ルールを適用するより、営業の流れや資金の流れにそって分類した方が合理的であると判断するからである。しかし、取引先との通常以外の取引によって発生した債務(例えば、借入金や未払金など)は、ワン・イヤ・ルールの適用によって分類されることになる。それ故に、企業会計原則はワン・イヤ・ルールと営業循環基準説とを併用していることになる。また、商法の計算書類規則第27条においても、「買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。」として、両者の併用を規定しているこ

とになる。

なお、負債性引当金については、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属し、特別修繕引当金、退職給与引当金のように、通常1年を超えて使用される見込のものは固定負債に属することになる。また、貸借対照表における表示方法については、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならないことになる。また、債務のうち、役員や従業員など企業内部の者に対するものや親会社または子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、または注記などの方法によって、その内容を明瞭に示すことが要請されている。なぜなら、企業内部のものからの債務や親会社などからの債務は、特別な経営事情や状況などに起因する 경우가多く、そのために特別な科目を設定して区分表示することが要請されるのである。

## 二 流 動 負 債

流動負債 (Current Liability) とは、貸借対照表原則四(二)Aによると、企業の主目的である営業取引から発生した通常の営業循環過程にある債務や、企業の主目的以外の取引によって発生した債務などで、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払期間の到来するものであると規定されている。また、発生主義会計によって生ずる期間的な負債や、1年以内に使用される見込みの負債性引当金なども含まれることになる。通常の場合には、流動負債は運転資金および営業資金などの調達源泉になっている場合が多い。流動負債に属するものを整理すると、次のようになる。

1. 企業の主目的である営業取引から発生した債務。これに属するものは、支払手形、買掛金、前受金などである。
2. 企業の主目的以外の取引によって発生した債務のうち、期限が1年以内に到来する債務。これに属するものは、短期借入金、未払金、預り金など

である。

3. 発生主義会計による期間計算から生ずる債務。これに属するものは、未払費用、前受収益などである。

4. 1年以内に使用される見込みの負債性引当金など。これに属するものは、賞与引当金、工事補償引当金などである。

これらについて、貸借対照表の標準様式順に説明しよう。

### (1) 支払手形

支払手形とは仕入先との通常の商取引によって発生した手形上の債務である。したがって、金融目的のような手形は含まれない。金融手形は手形借入金という勘定科目で記載される。支払手形は約束手形の振出しと自己宛為替手形の引受によって発生する。約束手形は手形の振出人が受取人に対して、約束の金額を約束の場所で支払うことを手形・小切手法で義務づけられたものである。為替手形は手形の振出人名宛人に対して、受取人に約束の金額を約束の場所で支払うことを法的に義務づけられたものである。それ故に、手形は債務の証券化ともいえるものであろう。

### (2) 買掛金

買掛金とは仕入先との通常の商取引によって発生した営業上の未払金である。それ故に、商品などを掛で購入した場合に発生する代金の未払額である。この点が、一時的な取引によって発生する未払金とは異なるところである。買掛金は仕入先との信頼関係によって成立するものであるから、売買当事者間で永年の取引を通して築かれた信頼関係が前提要件となろう。この点が法的な裏付けのある手形取引と異なるところである。なお、買掛金の長所は資金量が少なくても当事者間の取引規模を拡大することができることにある。

### (3) 短期借入金

短期借入金とは金融機関などから1年以内の約束で資金の融資を受けた場合の借入額である。短期借入金には割引手形、融通手形あるいは当座借越などが含まれる。割引手形は、銀行が企業などが商品売買などにより得た手形

を支払期日前に割引いて、手数料と利息を手形額面から差引き、残額を融資するものである。融通手形は、商品売買など商取引にもとづかないものである。つまり、銀行が資金を融資する目的で約束手形を企業から振出させ、これを割引いて資金を貸付ることである。銀行にとっては融資の安全性が高まることになろう。当座借越は、あらかじめ銀行と当座借越契約を結び、根抵当などを担保として差入れておくと、一定限度額にかぎって当座預金の残高がなくても、小切手の支払に応じてくれるシステムである。商取引を弾力的に行うことができるので広く採用されている。

#### (4) 未払金

未払金とは通常の仕入活動などから生ずる債務ではなく、営業活動以外の取引から生ずる一時的な負債である。例えば、証券会社から有価証券を購入したが、その代金が未払の場合などである。未払手数料、未払配当金など種々なものがある。

#### (5) 未払費用

未払費用とは企業会計原則注解〔注5〕によると、「一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。」と規定されている。具体的には地代、家賃、保険料など継続的な役務の給付を受ける契約にもとづいて、決算日まで提供された役務に対する未払額である。

#### (6) 前受金

前受金とは商品などの注文を受け、その引渡しをする以前に代金を前受した場合などである。例えば、建築会社が工事完成前にその対価の一部を受取った場合などに発生する。この場合には受取手付金ともいうが、手付金も前受金の一種である。

#### (7) 預り金

預り金とは他人から金銭を一時的に預り、後日にそれを本人に代わって第三者に支払う場合などに発生する。具体的には、従業員の給料から天引した



所得税・健康保険料などを会社が預り、年度末に一括して支払う場合などである。その他に役員預り金、預り保証金などがある。

#### (8) 前受収益

前受収益とは企業会計原則注解〔注5〕によると、「一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。」と規定されている。具体的には、子会社の要請によって資金を貸付けたが、その利息を一括して前受した場合などに発生する。したがって、すでに収入として計上しているが、期間損益計算の立場から当該年度の収益とはならないものである。

#### (9) 仮受金

仮受金とは勘定科目や金額が未確定である収入を一時的に処理するものである。勘定科目や金額が確定すれば、直ちに本来の勘定科目に振替えなければならない。貸借対照表原則四(二)にも「仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。」と規定されている。

この他に、保証金の替りに有価証券を受入れた場合に発生する預り有価証券や、担保に供する目的で有価証券を借入れた場合に発生する借入有価証券などが流動負債に属することになる。

### 三 固 定 負 債

固定負債 (Fixed Liability) とは、社債、長期借入金などのように貸借対照表作成日の翌日から起算して1年を超えて支払期日が到来する長期の債務である。固定負債に属するものには、社債、減債基金、転換社債、新株引受権附社債、長期借入金、長期未払金などがある。固定負債は長期資金の調達手段であり、資本とともに固定資産などの設備資金として運用されるケースが多い。

### (1) 社 債

社債 (Corporate Bonds) とは、株式会社が一般の投資者から長期資金を調達する目的で社債券という有価証券を発行し、その資金を得ることによって生じた債務である。社債は投資者から資金の調達を凶るものであるから、一定の契約利子の支払いと満期日における元本の償還が約束されなければならない。ただし、社債は無制限に発行できるものではなく、改正前の商法によると「社債ハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ」と規定されていた。純資産額とは会社の資産総額から負債総額を差し引いた差額であり、それを超えて社債を発行することはできなかつたのである。このことは商法の理念の一つである債権者保護の見地から要請されていたことになる。だが、社債発行の規制に対しては従来から、徐々に緩和措置がとられてきており、平成 5 年 6 月の商法改正によって限度規則の撤廃が施行されたのである。その理由は、社債保護の各種の措置が整備されてきたからである。

社債の発行は株式の発行とは異なり、取締役の決議 (商法第 296 条) によって募集することが可能になるので機能的に発行することができる。つまり、会社にとっては最も条件やタイミングの良いときに発行することができるのである。だが、株式が資本金を構成するのに対し、社債は負債であるので経営に直接参加することはできない。しかし、利益の有無にかかわらず一定の契約利子の支払や、元本の保証、償還期間の確定など株式と異なった長所がある。それ故に、株式会社の長期資金調達において、社債の発行は株式の発行と長期借入金の借入とともに 3 大資金調達の源泉といわれるのである。また、社債のメリットは特定の貸借当事者に固定することなく、多くの不特定多数の社債権者から長期の資金を調達することができることである。そして、その特徴としては社債という同一条件による均等額に分割発行することができることである。

社債の発行には額面どおりの価額で発行される平価発行と額面未満の価額

で発行される割引発行および額面をこえた価額で発行される打歩発行の3種類がある。平価発行は額面金額で発行されるもので、社債利息が金融市場の金利とほぼ等しい場合などに発行されるケースが多い。割引発行は社債を割引によって発行するもので、わが国では、その大部分の社債が割引発行である。割引発行の発行価額は、利子率や償還期限および金融市場の動向、発行会社の信用程度あるいは担保の強弱などが係わり合って総合的に決定されることになる。しかし、多くの場合に、社債利息は金融市場の利息に比して低いケースが多い。それ故に、割引発行されることになり、額面と発行価額との差額が社債発行差金として、貸借対照表の資産の部に計上されることになる。この社債発行差金は前払利息のような性格のものと認識されるから、繰延資産として均等償却されることになる。打歩発行は社債の利子率が市場金利より高いときに発行される。そのため、額面額と発行価額との差額が社債発行差金として貸方に計上されることになる。しかしながら、打歩発行の事例は、わが国においては極めてまれであり、大部分の社債は割引発行によって行われている。

次に、社債の償還は社債権者に対する債務を返済することである。社債償還の方法および期限、利率などは社債の発行条件で決定される（商法第301条）ことになる。償還方法は満期日に一括して全額を償還する満期償還と抽せん又は買入れによって随時に償還する分割償還とがある。一般的には分割償還による事例が多い。満期償還とは社債の満期日に一括して全額を償還する方法である。この場合に、社債発行差金は社債発行期間中に均等償却されることになる。また、抽せん償還とは社債の払込後、一定の据置期間において発行時の発行条件により、毎年一定の金額を抽せんによって当選した社債権者に償還される方法である。通常の場合には、額面金額で償還されるので償還損益は発生しない。償還の際に、社債発行差金の未償却額があれば一括償却されなければならない。また、抽せんによって償還されるべき社債が決定された場合には、その社債を社債未払金勘定に振替えて、他の社債と区別

しなければならない。買入償還とは社債発行会社が証券市場から任意に買入償還する方法である。この場合の買入価額は、その時々々の市場価額であるから、額面額と一致するとは限らないので、買入額と額面額との差額は社債償還損益として処理される。ただし、買入償還は、通常の際には、市場価額が額面以下の場合に行われるケースが多い。なお、社債償還損益は営業外費用または営業外収益として処理されることになる。

### (2) 減債基金と減債積立金

社債の償還には多額の資金を必要とするので、あらかじめ、これに備えるために減債基金と減債積立金および両者の併用法とがもうけられている。減債基金 (Sinking Fund) とは社債の支払資金として保有される積立資産のことである。減債基金の積立方法には、毎期一定額を積立てる方法と毎期発行額の一定率を積立てる方法あるいは売上高の一定パーセントを積立てる方法などがある。減債基金の具体的な保有方法には定期預金や信託預金あるいは有価証券などの形で行われるケースが多い。なお、減債基金は貸借対照表において投資その他の資産に記載される。他方、減債積立金 (Sinking Fund Reserve) は毎期の利益のなかから、株主総会の利益処分によって設けられる任意積立金の一種である。そのため、減債積立金は減債基金のように基金として積立られるものではなく、利益処分として企業内部にリザーブされたものである。したがって、減債積立金は利益留保であるので、社債償還の担保的な意味は存在するが、社債償還に直接充当できる特定資産 (定期預金や有価証券など) の形で存在しているわけではない。そのため、簿記的な処理としては、減債積立金による社債の償還は、実際には営業資金などから支払われるので、目的達成後は別途積立金勘定に振替えられることになる。なお、減債基金との併用法の場合には、純利益の一部を留保して積立金を設けるとともに、同額を減債特定資産に繰入する方法などがある。

### (3) 転換社債

転換社債 (Convertible Bond) とは、商法第 341 条の 2 に「会社ハ転換社

債ヲ発行スルコトヲ得」と法的に規定されているものである。転換社債は転換総額、転換時期などについて一定の条件のもとで、社債権者の要請により、株式への転換が認められる社債である。社債から株式に転換できるので、転換社債という。一般投資家としては一定の契約利子を受取り、社債発行会社の業績向上などにもなって、さらに、社債権者の要請により株式に転換することができるので、転換社債は投資家にとって投資魅力が存在する。すなわち、一般投資家は株式転換後には株主となり、利益の配当を受取ることになる。つまり、転換社債は社債としての安全性と株式としての投資性を合せ有するものである。また、発行会社にとっても、業績が赤字の折には利益の配当ができないので、社債という一定の契約利息の支払により社債権者を募集し、その資金の効果的な運用などによって業績が向上し、利益の配当が可能となった折に、または社債権者の要請により株式に転換できるので、資金調達が弾力的になるというメリットが存在する。なお、転換社債は原則として平価発行であり、償還期限も一般の社債よりも短かいケースが多い。

#### (4) 新株引受権附社債

この社債はワラント債ともいわれ、商法第341条の8の規定によって認められているものである。この社債は社債権者に対して新株引受権が法的に与えられているものである。すなわち、社債権者が新株引受権を行使して、社債発行会社の新株を取得することができる社債である。新株引受権を行使したときには、原則として新株の発行価額の全額を現金で払込まなければならない。ただし、例外的に、この会社の社債を提供して新株の払込代金に代替することもできる。したがって、新株引受権とは、社債の発行会社から一定数の新株を定められた条件によって取得することができる権利である。一定数とは新株の発行価額の合計額が新株引受権附社債の金額を超えることができないことである。なお、このワラント債は、新しい資金調達の方法として広く採用されているが、転換社債の一種の変形したものと考えられるのである。

### (5) 長期借入金

長期借入金 (Long-Term Debt) とは返済期限が1年を超える長期の借入債務である。長期借入金は長期資金の調達のために、主に土地や建物あるいは財団などを担保として銀行などから借入する場合が多い。また、その返済方法は年賦償還によるケースが多い。なお、長期借入金のうち、その支払期限が1年以内に到来するものについては、流動負債として扱われる。ただし、企業会計原則注解〔注1〕によると、重要性の乏しいものについては、固定負債として表示することができることになる。

### (6) 長期未払金

長期未払金とは企業本来の営業取引以外の取引から生ずる長期(1年以上)の債務である。そのため、営業取引から生ずる長期の買掛金などとは区別されることになる。長期の未払金は短期の未払金とは異なり、企業の社会的な信用を著しくスポイルすることになるので、一般的には行われぬ。例えば、倒産的な状態にあるような企業に対して、債務猶予的な意味で行う特殊なケースが多い。ただし、短期の未払金は一般的によく行われている。

## 四 引 当 金

引当金 (Reserve or Allowance) とは何であろうか。この概念は十分に確立されていない面があるので、確定的に定義づけられてはいない。その中で、ヴァイレンマンは「引当金は反対給付のない将来の財および用役の流出であり、経済体の目的の完成には、役立たない。その上、多くの不確実性が示される。」(引当金と準備金 103 頁 パウル・ヴァイレンマン 林良治訳) と性格づけをしている。そして、不確実性の要因として、未確定金額の確実な債務、確定金額の未確定債務、未確定金額を伴う未確定債務、債務性のない部外者への将来的給付など4項目の存在を上げている。

また J. カー (前訳書 102 頁) は、引当金を分類して①負債としての資格

を有する引当金, ②負債としての資格を有しない引当金, ③さらなる調査の必要な引当金など3項目に分けている。①に属するものとしては, 納税引当金, 製品保証引当金, 退職給与引当金など7例を上げている。②に属するものとしては, 有価証券評価損引当金, 休業引当金など5例を上げている。③に属するものは, さらに, (1)期間利益の改善を目的とした引当金と(2)意思決定の将来への影響を考慮した引当金とに2分している。(1)に属するものとしては, 修繕引当金など9例を上げている。(2)に属するものとしては, 自家保険引当金など7例を上げている。それ故に, 引当金は種々な要因から設定されることになる。そこで, 引当金の概念について検討してみよう。

引当金とは「発生主義会計における期間損益計算をより適正に確立するため, 将来における特定目的の支出または損失に対する引当準備額である」と, 筆者は位置づけたい。そして, その負担は当該年度に帰属し, その金額を合理的に測定することが可能であることなどが, その前提条件となるのである。この点について, 企業会計原則注解〔注18〕では「将来の特定費用又は損失であって, その発生が当期以前の事象に起因し, 発生の可能性が高く, かつ, その金額を合理的に見積ることができる場合」にのみ引当金の計上を認めている。この条件を充たしていないものは, 企業会計原則では引当金として認めないことになる。それ故, 企業会計原則では, (イ)将来の特定目的の費用または損失であること, (ロ)発生が当期以前の事象に係わること, (ハ)発生の可能性が高いこと, (ニ)金額を合理的に見積ることが可能であることの4条件を充たしたもののみが引当計上が可能であることになる。

SHM 会計原則 (山本繁 他共訳 86 頁) によると, (1)主たる効果として, 資産の金額からの控除を意味する評価性準備金の性格をもつこと。(2)未払費用の性格を持ち, ただその金額が多少とも見積りによるという理由から準備金と呼ばれているもの。(3)剰余金の処分ないし限定を意味する準備金であること。(4)混合的な性質を有するもの, この例として, 偶発損失準備金などを上げている。ただし, この本は 1938 年に, サンダース, ハットフィールド,

ムーアの 3 教授によって書かれたものであるから、現在の考え方とは少し異なるところがある。しかしながら、この本は、わが国の企業会計原則に多大な影響を与え、その手本となった古典的な名著の一つであるので引用したのである。

なお、引当金はその引当金繰入が当期の収益に対応させるために設けられる費用であるので、純利益確定後に株主総会の利益処分によって設けられる各種の積立金、準備金などとは、性格が異なるものである。

引当金は、その性格によって、評価性引当金と負債性引当金とに分けられる。

## 1 評価性引当金

評価性引当金 (Valuation Reserve or Allowance) とは、貸借対照表の資産の部に記載され、資産科目の控除項目として計上されるものである。具体的には、有形固定資産の価値減少を測定する減価償却累計額および売掛金や受取手形などの売上債権の貸倒れを測定する貸倒引当金などである。これらの引当金を計上する設定根拠を貸倒引当金と減価償却累計額の例で考えてみよう。

### (1) 貸倒引当金

売掛金や受取手形などに対する貸倒引当金は、次年度に貸倒れとなる金額を見積って当該年度末の決算の際に設定する。そして、次年度に実際に貸倒れになった金額は貸倒引当金を取崩して充当することになる。もし、当該年度の決算の際に貸倒引当金を設定しなければ、次年度における貸倒れは、次年度の貸倒損失として計上されることになるからである。売掛金などの売上債権は当該年度に発生しているのにもかかわらず、その貸倒損失は次年度が負担することになる。これでは理論の整合性をキープすることはできない。そこで、当該年度末の決算の際に、貸倒引当金が設定されることになるのである。これは売掛金勘定や受取手形勘定の評価勘定であるので、貸借対照表



に表示する際には、売掛金や受取手形から控除する形式で表示されることになる。

### （2）減価償却累計額

土地を除く有形固定資産は、使用または時の経過などにより、その価値が徐々に減少することになる。そのため、その価値減少分を測定するためには何らかの会計手続が必要となろう。この会計手続を減価償却というのである。しかし、徐々に行われる価値減少を物理的に認識し、金額的に測定することは不可能であろう。そこで、減価償却は一定の計算手続によって、計画的、組織的に価値減少分を捕捉することになる。つまり、一定の規則的な計算方法を用いて取得原価を耐用年数期間で原価配分することになる。この点が貸倒引当金と異なる点である。つまり、有形固定資産の減価償却は、価値減少による費用がすでに発生しているが、売上債権の貸倒引当金は貸倒見込額であり、現在ではまだ発生していない点異なるのである。

### （3）両者の異同

貸倒引当金は、次年度における貸倒損失の支払準備という性質を有するが、減価償却累計額は支払準備の性質は有していない。減価償却累計額は資産価値の減少分を内部留保することによって、企業の財政上の安全性を高める性質を有する。減価償却累計額は従来は、減価償却引当金といわれていたが、正確にいうなら、すでに発生した価値減少分の累計額である。それ故、累計額を控除すれば有形固定資産の現在価値（正しくは未償却残高）が示されることになる。そのため、引当金という用語から累計額という用語に修正されたのであるが、用語は変わっても資産に対する相殺的な評価勘定の性質を有する点では基本的に変わりがない。そこで、売上債権の貸借対照表価額は、貸借対照表原則5Cにおいて「受取手形・売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。」と規定されている。他方、有形固定資産についても「その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」（貸借対照

表原則 5 D) と規定されている。ともに、債権金額または取得価額から、その貸倒見積高または減価償却累計額を控除した価額によることになる。

## 2 負債性引当金

負債性引当金 (Liability Reserve) とは、将来発生すると確実に予測されるが、現在では未確定の引当準備額である。正確には、将来発生すると確実に予測される費用を、期間損益計算を適正に行うため、その費用が起因する期間の収益に対応せしめるために引当計上した準備額である。それ故に、評価性引当金のように、控除する資産が存在しないので、負債の部に記載される。そのため、負債性引当金は、当該期間が将来の期間に負っている負債的な性格を有する引当準備金である。したがって、負債性引当金は将来における特定支出 (例えば、退職給与引当金など) に対する準備額であり、その金額や時期などは未確定であっても、いつかは確実に発生するものに対して設定することになる。ただし、企業会計原則注解〔注 18〕が規定するように、将来において、その支出が十分に予測されるもの、その支出の原因が当期においてすでに存在しているもの、さらに、支出金額が合理的に測定可能なことなどが前提条件となろう。

そのため、負債性引当金は未払金や未払費用などとは厳重に区別されなければならないのである。未払金は未払配当金のように支払うべき金額が確定されたものであり、支払期限が到来した確定債務に対する未払額である。また、未払費用は未払利息のように一定の契約に従って、継続して役務の提供を受けている場合に、すでに提供された役務に対して、まだ、その支払が終了していないものであるから、引当金とは区別されなければならない。

企業会計原則注解〔注 18〕では、次の 11 項目を企業会計原則上の引当金として例示している。その具体的な項目は「製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当

金」である。ただし、このうち貸倒引当金は評価性引当金に該当するので、残りの10項目の引当金について検討してみよう。

### (1) 賞与引当金

賞与は従業員に対する給与の一部と考えられているので、企業は当然に支払義務を負うことになる。一般的には、労使で合意された労働協約あるいは就業規則などによって、賞与の支払が規定されているケースが多い。また、労働協約などがなくとも、慣習によって実質的に賞与の支払が制度化されているケースも多い。したがって、賞与は給与の一部と解釈されるので、他の役務費消と同じように理解されることになろう。そのため、賞与は労働力の費消された期間の費用として計上されることになるが、決算日には、まだ従業員別の賞与額が確定されていない場合にも、その支払額を見積って引当金を設定することになる。賞与引当金の設定根拠は、賞与支払の可能性が極めて高く、その金額もある程度、合理的に見積ることができるので、引当計上されることにある。そして、合理的に見積った金額を当該期間の費用として繰入し、貸借対照表には賞与引当金として記載されることになる。

### (2) 修繕引当金

修繕引当金とは、企業の保有する建物、設備、機械装置などの有形固定資産について、経常的に行われる通常の修繕に備えて設定されるものである。修繕の原因は徐々に積重なっていくので、修繕時にその金額を費用計上することは期間損益計算の立場から適当ではない。そのため、あらかじめ、その金額を合理的に見積り、当該期間に属する修繕費を当期の費用とし、これと同額の引当金を貸借対照表に計上することになる。

### (3) 特別修繕引当金

特別修繕引当金とは、数年ごとに定期的に行われる船舶や溶鉱炉などの修繕のために、特別の修繕に備えて設定される引当金である。なお、経常的に行われる修繕に対する引当金は流動負債の部に記載され、数年ごとに行われる修繕に対する特別修繕引当金は固定負債の部に計上される。

#### (4) 退職給与引当金

労働協約や就業規則などにより、退職金規程が設けられている場合には、企業はその規定に従って退職金を支払わなければならないことは当然の義務である。退職金の性格については功勞報酬説や賃金後払説および生活保障説など種々の説が存在するが、賃金後払説が有力である。いずれの説に依っても企業は退職金の支払義務を負うことになる。この退職金の支払に備えて設けられる引当金が退職給与引当金である。退職金は勤務年数を土台として支払額が決定される場合が多いので、支払金額は年々増加する傾向にある。そのため、退職給与引当金はその増加額も含めて退職金を準備する引当経理額である。このことは、企業は従業員が退職時に多額の金額を支払わなければならないので、従業員の在職期間中に平均的に負担するという考え方が、その背景にあらう。なお、引当額を単に内部留保するのではなく、引当金に相当する金額を預金や金銭信託などとして積立てる方法もある。社債償還のための減債基金などと同じ考え方であるが、この方法は退職給与基金といわれている。退職給与基金は貸借対照表の投資その他の資産の部に記載される。

#### (5) 製品保証引当金

製品保証引当金とは、一定期間内に品質保証付きで販売した製品や商品が、何かの欠陥や不都合が発生した場合に、その修理などを保証しなければならないので、その引当準備額である。つまり、製品修理の保証に備えて、決算の際に、あらかじめ修理に要する費用を見積り、同額を引当金として計上することになる。もし、この引当金を設定しなければ、製品または商品を売却した期間の修理費となり、当該期間の費用とはならないケースがでてくるからである。当該期間に売却した製品や商品の修理のための支払を、当該期間の費用として計上することが、発生主義にもとづく適切な会計処理である。つまり、修理の原因は当該年度に保証付で販売したことに起因するのであるから、理論的にも当該年度がその費用を負担しなければならないのである。なお、製品保証付の商品は、一般的に、時計、カメラ、電気製品などに多く

見うけられる。

#### (6) 売上割戻引当金

売上割戻引当金とは、販売政策の一環として行われるものである。つまり、当該期間の売上に関連して、次期以降に行われると確実に予想される割戻額を見積って設定される引当金である。これは、次年度以降に支払われる売上割戻額のうちで、当該年度の売上高に対する割戻額を、当該年度の売上高に対応させて期間損益計算を行うためである。この考え方は発生主義会計の基本原則の一つである。したがって、売上割戻の本質は収益控除であると認識される。なお、割戻額の計算は取引先との割戻契約や取引高にもとづいて算定されることが多い。売上割戻の例は、酒類販売とか化粧品販売などに多く見受けられる。また、景品付販売なども基本的には同種類の販売政策なので、景品引当金などが設定されることもある。

#### (7) 債務保証損失引当金

債務保証損失引当金とは偶発損失に対する引当金である。例えば、親会社の子会社の債務保証をした場合、子会社が何らかの都合で債務履行ができなかったときには、親会社の子会社に代って債務支払をしなければならない。親会社が資本的結合関係にある子会社などの債務に対して連帯保証をするような場合に生ずるケースが多い。その際、債務弁済能力が低いと予想される場合に、その金額を見積って設定する引当金である。それ故に、その金額の見積りは保証額の全額が引当計上されるのではなく、履行請求による返済不能の見積額が多い。これらのことは、保証した会社が債務超過などで、著しく財政内容が悪化しているような状態では、すでに弁済能力を失っていることになる。そのような場合には債務の期日が到来しなくても、債務履行の難かしいことが予想されるからである。この引当金計上の根拠は、債務保証した期間に引当経理を行うところにあるのである。

#### (8) 損害補償損失引当金

損害補償損失引当金とは、昭和 57 年 4 月の企業会計原則注解の修正によっ

て、企業会計原則注解〔注 18〕に新たに付加された引当金である。この引当金は、製造や建設などに起因して損害補償の請求を受ける可能性が高いと予想される場合や、その損失額が合理的に見積ることができる場合などに引当金計上が認められるものである。具体的には、鉱山会社の災害補償損失引当金や建設会社の工事損害補償引当金などである。その他には、地域住民からの排水や廃棄物に対する訴訟による損害補償引当金などが考えられる。

#### (9) 工事補償引当金

工事補償引当金とは建設業や造船業などに設けられる引当金である。請負工事が完成し、相手方に引き渡した後に、工事のクレームなどに対する補償引当金である。具体的には、建設業では雨もりやひび割れなどに対する補修工事や、新築家屋などの補修工事の場合には、慣行化されているケースが多い。

#### (10) 返品調整引当金

返品調整引当金とは買戻しによる損失の見込額を税法によって認められているものである。具体的には、法人税法第 53 条により「内国法人で出版業その他政令で定める事業を営むもののうち、常時、その販売する当該事業に係るたな卸資産の大部分につき」返品調整引当金の設定が認められている。返品調整引当金勘定を設定できる事業は、法人税法施行令第 99 条によって「一出版業、二出版に係る取次業、三医薬品、農業、化粧品、既製服、蓄音機用レコード又は磁機音声再生機用レコードの製造業、四前号に規定する物品の卸売業」などである。したがって、返品調整引当金は法人税法上の引当金であるので、その繰入限度額などは法人税および法人税法施行令の規定に従うことになる。

### 3 商法上の引当金

商法では貸借対照表の負債の部に記載されるものは、法律上の債務に限定されている。そのため、法律上の債務として認められない引当金を、負債の

部に計上することは、原則として認められていない。しかしながら、商法(第287条ノ2)では「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当スル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定されている。このことは、法律上の債務ではないため、本来、負債の部に記載できない引当金を、例外として計上することが認められていることになる。商法の貸借対照表は、利益の配当の基準となるべき純資産の額を確定するという考え方であるので、本来、負債ではない引当金を負債の部に計上することは、あくまで例外である。それ故、商法287条の規定自体が例外規定ということになろう。

したがって、商法上の引当金は、次の2要件を充たすものでなければならない。第1は、特定の支出又は損失に備えるためのものでなければならないことである。すなわち、支出又は損失の発生が十分確実に予測されるものでなければならないのである。第2は、営業年度の費用又は損失にすることが妥当な額のものでなければならないことである。つまり、商法上の引当金として計上できる額は、当該年度の費用又は損失として記載され、収益から控除することによって、期間計算が合理的に確定される妥当な金額に限られるのである。

これに対して、会計上の引当金は、前述のように、将来の特定の費用または損失であり、起因事象が当該期間以前に存在し、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積ることが可能であることなどの4条件を、充たすものであれば引当計上できるのである。しかるに、商法上の引当金は2条件を充たすだけのものであるが、実質的には、商法上の引当金の方が条件は厳しいことになる。その理由は、商法上の引当金は、会計において認められている負債性引当金から、法律上の債務の性質を有する引当金を除外しているからである。それ故に、商法上の引当金は、基本的には発生主義会計に基づく引当経理ではなく、特定の費用または損失に備えて引当経理されるものである。このことに対する理論的背景は、会計上の貸借対照表が損益法の原理にもとづ

いて構成されているのに対し、商法上の貸借対照表は商法第 32 条の規定こそ存在するが、財産法の原理にもとづいて構成されていることに依るからである。それ故に、会計上の引当金としては認められるものであっても、商法第 287 条の 2 つの条件に合致しなければ、商法上の引当金としては認められないことになる。

また、商法上の引当金は負債の部に計上されるので、貸倒引当金のように資産から直接控除する評価性引当金は含まれないことになる。さらに、退職引当金や製品保証引当金などのように、将来一定の条件により確定債務（条件付債務）になるものは、商法では負債として計上されることになる。したがって、これらを整理すれば、商法上の条件付債務は負債となるので、引当計上は認められない。商法上の引当金は、商法第 287 条の 2 に規定されるように、おくまで特定の支出または損失に備えるための引当準備額に限定されるのである。

商法における引当金の代表的なものとしては、特別修繕引当金が上げられる。この引当金は、前述のように、数年ごとに定期的に行われる船舶などの修繕のためのものである。その金額を支出した営業年度に、全額を費用として負担することは合理的ではない。そのため、その支出に至る各営業年度に配分して負担することが妥当であると解釈され、その金額を引当金として計上することになる。一方、一般的な退職給与引当金は法律上の債務であると解釈されているから、貸借対照表の負債の部に記載され、商法上の引当金としては、認められない。ただし、取締役、監査役の退職給与引当金の計上は認められる。その理論的な根拠としては、取締役、監査役の在職中には退職金の支払義務は法律的に存在しないので、その退職金を負債の部に記載することはできないという解釈である。そのため、取締役、監査役の退職金は職務執行に対する報酬と解釈され、報酬に対する引当金の計上ということになる。このように、同じ退職金であっても、従業員と取締役、監査役の退職金とは法的には性格が異なり、貸借対照表の記載上の扱いも異なることになる。



のである。

## 五 偶 発 債 務

負債は過去または現在の取引から生じるもので、将来、資産または用役によって返済しなければならない義務である。また、負債は明確なあるいは確定的な企業に対する請求権でもある。しかしながら、すべての負債が明確で確定的に決定されるわけではない。負債は保証債務のように現在では確定債務ではないが、将来には債務として発生する可能性があるものは、その存在を何らかの形で表示しなければならない。すなわち、現在では債務として発生していなくても、将来、発生することが予測される未確定債務は注記されることになるのである。このことを、偶発債務 (Contingent Liability) という。偶発債務に関しては、前述の SHM 会計原則によると、「係争中の訴訟あるいは各種の保証に関連した偶発債務は、貸借対照表上に示されることは稀である。しかしながら、重要な偶発事項の存在について、脚注に表示することによって、注意を促すことは優れた実務である。」(同訳書, 84 頁) と重要な偶発債務の脚注表示を要請している。また、「偶発的事項が、いつ貸借対照表へ記載されるかを決定することは、賢明な判断の問題である。」とその時期の明言はさけている。これは、やはりケース・バイ・ケースによる判断の問題になろう。そこで、これらの問題を含めて、偶発事象や偶発債務について考えてみよう。

偶発事象 (Contingency) とは、イギリス会計基準書によると「決算日現在において存在する状態であって、その最終結果は不確定な将来事象の発生または不発生によってのみ確認される。偶発利得または偶発損失とは、偶発事象からもたらされる利得または損失をいう。」(田中弘 原光世訳 151 頁) と定義されている。したがって、偶発債務はまだ債務に至っていないが、将来、特定の事象が発生した場合に、現実の債務となるものをいうことになる。ま

た、この将来事象による損失を偶発損失という。

偶発債務には、どのようなものがあるかをみてみよう。株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（一般的には商法計算書類規則といわれている）第 32 条によると、「保証債務、手形遡求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りではない。」と規定されている。それ故、保証債務や手形裏書義務および損害賠償義務や、これに準ずるものとしては先物売買契約などが偶発債務になろう。それぞれについて検討してみよう。

### (1) 保証債務

保証債務は、他人の債務を保証した場合に、債務者が約束の期日に約束の金額を債権者に返済しなければ、当該企業がその債務を負担することになる。その際には、現実の債務として記録されることになるのである。しかし、現在は債務ではないので、簡単な簿記的処理を行うにとどまる。簿記的処理とは、保証債務勘定と保証債務見返勘定という対照勘定を用いて、備忘的に帳簿記入することである。

### (2) 手形裏書義務

手形裏書義務は、自己が裏書譲渡した手形が不渡になった場合に、手形債権者からの遡求によって、その手形金額の支払義務を負うことである。これを手形裏書義務という。もちろん、自己も手形債務者に対して請求権が発生する。このことは割引手形の場合も同じである。簿記的な処理法としては、手形が不渡になったときに、受取手形勘定から不渡手形勘定に振替えておき、裏書人が振出人に法定手続を経て請求することになる。請求金額は手形金額、拒絶証書作成費および満期日から支払日までの法定利息などである。なお、この処理法は小切手が不渡になった場合にも準用される。

### (3) 損害賠償義務

重要な係争事件に係わる損害賠償義務は、裁判所から損害賠償命令がでた

場合などに発生するものである。この場合に、法律的には債務のみが発生し、債権などの請求権は一切発生しない。いかえると、賠償損失のみが発生することになる。

#### (4) 先物売買契約

先物売買契約は商品先物で買入れた際に、決算日に市場価格が契約時より値上りしていても、契約時の価格で買入れる権利を有することである。また、これとは反対に、市場価格が契約時より値下りしていても、契約時の価格で商品代金を支払う義務を負うことである。そのため、簿記的な処理法としては、買受契約と買受契約未払金という対照勘定を用いて処理することになる。また、相手側は売渡契約未収金と売渡契約という対照勘定を用いることになる。ただし、この対照勘定は備忘的に記入するものである。

このように、偶発債務は現在の債務ではないが、将来、現実の債務となった場合には、企業の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、貸借対照表に適切な方法で記載することが要請される。適切な方法とは次の3方法である。

(1) 対照勘定を用いて処理する方法。この方法は、保証債務や手形裏書義務などに用いられる。

(2) 評価勘定を用いて処理する方法。この方法は、受取手形に対する貸倒引当金などに用いられる。

(3) 引当金を用いて処理する方法。この方法は、偶発債務が実際の債務になった際に、その請求権がともなわない場合などに用いられる。だが、企業会計原則注解〔注18〕によると、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」と規定されているので、発生の可能性が低い偶発事象は、引当金の計上が認められないことになる。なお、この方法は会計上では、損害補償引当金、債務保証引当金などに用いられる。

次に、貸借対照表への表示方法であるが、偶発債務は、まだ実際の債務で

はないので、貸借対照表の内容を構成するには至らない。そこで、受取手形の割引高または裏書譲渡高や保証債務などについては「企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。」(貸借対照表原則-C)と、注記による表示方法を指示している。SHMでも、脚注表示を要請しているので、注記による表示方法が、妥当性が高いことになる。

このように、偶発債務の本質は現在の債務ではなくても、将来の潜在的な債務発生の可能性が存在することにある。ただし、その潜在的な可能性は、過去の特定事象に起因しているものでなければならない。過去の事象に起因しないものや、過去の経営活動に関連しないものは、単なる偶発損失である。単なる偶発損失(例えば災害損失など)は、その発生の可能性や金額などを合理的に予測することは殆ど不可能である。しかしながら、偶発債務のように、過去の特定事象に起因するものは、ある程度の予測が可能である。そこで、(1)、(2)、(3)のいずれかの方法を用いて処理されることになるのである。

他方、偶発事故などによる偶発損失は、企業のみが発生するものではなく、個人の場合にも発生する。例えば、道路で転んで怪我をし、入院をしたような場合に、個人は入院費などの費用を手持現金や預金引出などによって支払うことになる。しかし、企業の場合には、銀行などから利息の付く資金を借入れて経営活動を遂行しているので、遊休資金などは殆ど無いのが実態であろう。そこで、偶発債務が偶発損失になるまで、前述のように対照勘定や引当金勘定によって処理するが、この金額は積立てられているものではない。偶発損失が実際に発生したときには、営業資金や運転資金などから手当することになる。

また、引当金による場合には、その繰入額は収益から差引かれるので、帳簿上では、その金額だけ内部リザーブされていることになる。しかし、この引当額は内部留保したという帳簿上の形にすぎないのであるから、実際に偶発損失が発生した場合には、営業資金などから手当することになるのである。営業資金が不足している場合には、銀行などからの借入れによって手当する

ことになろう。それ故に、対照勘定でも評価勘定でも、あるいは引当金による場合でも、帳簿に形を設定したというだけで、資金的な裏付けは行われていないのである。このような例は、減価償却累計額や社債償還における減債積立金など多数存在しているのである。

このような点が、個人の会計処理と企業の会計処理とが異なるところである。企業会計は、このような会計構造や会計手続によって構成されているのである。いわば、簿記会計特有の技術的スキームともいえるべきものであろう。このことは、R・N・アンソニーがいうように「財務会計の諸概念は個人の財務諸表に適用できると限らない。」（アンソニー財務会計論 佐藤倫正訳 32頁）という感慨につながるのである。つまり、個人の活動と企業組織の活動とは、その会計処理においては類似性がないということになる。その背景的な原因としては、個人はある年齢までしか生存できないが、企業は経営努力などによって、ゴーイング・コンサーンを志向することが可能となるからであろう。このように、企業会計における固有な会計処理が、会計の基本的な特徴の一つになっている。複式簿記の貸借理論からみると長所であり、会計手続を煩雑にするという意味では短所になっている。しかしながら、長短所を企業会計（会計の大部分が企業会計であるが）に限定して考えると、長い歴史のプロセスの中で積み上げてきた会計固有の技術的なスキームは、それなりの意味が存在していることになろう。その理論的な背景は、企業会計がゴーイング・コンサーンの前提のもとに発生主義会計や期間計算制度を導入し、そのフレームワークの中で理論と体系を構築しているからである。